

事 務 連 絡  
平成 26 年 3 月 31 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活支援推進室

### 消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について

障害福祉行政の推進につきまして、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 3 月 28 日付けで消防庁より「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」（別添 1）及び「小規模社会福祉施設等に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」（別添 2）が各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長宛に発出されましたので、障害保健福祉主管部（局）におかれましても、これらの内容につきましてご承知いただき、管内市町村、関係機関、関係団体等に周知していただきますとともに、消防防災主管部局との連携につきましてご留意いただきますようお願いいたします。

なお、別添 1 の 2 の（4）のア(イ)に規定する障害児入所施設における「避難の困難性」の内容確認については、下記の手続によることとするので、留意いただきますようお願いいたします。

#### 記

① 各障害児入所施設で 別添 1 の 2 の（4）のア(ア)の判断基準に基づき判定した入所者のリストを作成し、都道府県等（都道府県、指定都市、児童相談所設置市）に提出する。

↓

② 報告を受けた都道府県等は、提出されたリストの内容について、必要に応じ、入所の措置をとらせるかどうかの判定をしている児童相談所にも協力を求めた上で立入り調査等を実施して確認し、自力避難が可能な児童数を記載した書面を施設に交付する。

なお、リストの内容と確認結果が異なる場合は、リストを修正させ再確認後に書面を交付する。